

米海軍による訓練区域外での爆撃訓練に関する質問主意書  
右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十三年一月二十四日

参議院議長 西岡武夫 殿

糸數慶子



米海軍による訓練区域外での爆撃訓練に関する質問主意書

報道等によると、米海軍のブレマートン基地（ワシントン州）に所属する原子力空母カール・ビンソン打撃群が本年一月五日から十五日にかけて沖縄本島周辺の訓練区域外の海域での爆撃訓練を、米軍が日本政府に通知せず実施する計画を進めていたことが発覚した。訓練区域外での爆撃訓練は、漁業従事者をはじめ沖縄県漁業協同組合連合会等、関係機関に多大な被害を与えるばかりか、米軍が日本政府への爆撃訓練の通知を怠つたことは極めて深刻な事態だと考える。よつて、以下質問する。

一 訓練区域外での爆撃訓練に対する日本政府の見解を示されたい。

二 爆撃訓練等の米軍演習に関する通報態勢についての日本政府と米国政府の取り決めを明らかにされたい。

三 爆撃訓練の通知を怠つたことに対する米海軍等、当局者の見解について、日本政府の把握しているところを示されたい。

四 訓練区域外での爆撃訓練の実施による漁業従事者等への被害補償についての日本政府の見解を示された

い。

五 現時点での日本政府が把握している、沖縄本島周辺海域での米軍と自衛隊の統合訓練を含む米軍に関する訓練計画を、日時、区域、部隊名ごとに明らかにされたい。

六 米軍の訓練が訓練区域内で行われているか、訓練区域外で行われているかについての、日本の監視態勢は確立されているのか、明らかにされたい。

右質問する。